

事務局 それでは、ただ今より令和6年度使用教科用図書採択のための第4回選定委員会を開催いたします。本日の選定委員会の司会・進行を務めさせていただきます。どうぞ、よろしくをお願いいたします。それでは、開催にあたりまして、選定委員会委員長よりご挨拶をお願いいたします。

委員長 【挨拶】

事務局 ありがとうございます。それでは、早速ですが、本日の次第をご覧ください。本日第4回選定委員会では、前回第3回選定委員会でご協議いただきました選定内容について加筆・修正した具申書について確認いただきます。その後、教育委員会へ答申をお願いいたします。なお、市民からの意見書まとめの前回よりの追加分を配付させて頂いております。ご参考にしてください。「令和6年度使用教科用図書の選定について（答申）」をご覧ください。変更につきましては、変更点はアンダーライン、削除した部分は一重線部となっておりますので、そこを中心にご確認・ご協議頂けたらと思いますので、よろしくお願いいたします。別表2につきましては、前回ご確認いただきましたので変更はございません。私からは以上です。選定委員長、協議のほどよろしくお願いいたします。

委員長 それでは、答申案の国語から確認していきます。前回「東京書籍」と、「光村図書出版」ということでしたが、内容を見ていただき、ご意見があればお願いいたします。アンダーラインが付け足した部分、消した部分には、取り消し線が入っています。

事務局 アンダーラインや取り消しのところは全体を通して、1年生は第1学年等に表現を統一しております。また、その他に、前回の内容を踏まえて修正しております。

委員長 国語はこの内容でよろしいですか。

全委員 異議なし。

委員長 では次、書写を確認してください。前回、選定委員の中で推していく発行者を決めていましたが、伝わるかどうかという視点でも見ていただけたらなと思います。

委員長 書写はこの内容でよろしいですか。

全委員 異議なし。

委員長 社会は教育出版と東京書籍でしたが、よろしいでしょうか。

E委員 教育出版ですが、分割されてないことで振り返りがしやすいということ、思考ツールが多く使用されていて、良かったという印象を持っています。

委員長 東京書籍では分冊されている良いと書いてありますが、教育出版と日本文教出版は、むしろ分冊されてないことが良いという意見があったかと思えます。このままでは、分冊が優れていると見えてしまいます。確か、話し合い中では、むしろ分けない方が、過去に戻って振り返りがしやすいという意見があったかと思えます。

事務局 それでは、教育出版と日本文教出版には、1冊にまとめられているメリットを追記いたします。

委員長 社会よろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

委員長 次、地図はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

委員長 次、算数はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

委員長 次、理科はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

委員長 次、生活はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

委員長 次、音楽はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

委員長 次行きます、図画工作はいかがでしょうか。図画工作はこれでよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

委員長 次が家庭です。家庭どうでしょうか。

全委員 異議なし。

委員長 保健はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

委員長 次、道徳はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

委員長 外国語はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

事務局 社会については、修正してまいります。修正した内容を再度ご確認ください。修正の間、休憩を取らせていただきます。

(休憩)

事務局 失礼します。先ほどご指摘いただきました内容について、教育出版と日本文教出版に文を追加しております。ご確認ください。

委員長 追加された内容についてよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

事務局 では、以上の協議で、令和6年度使用教科用図書の選定について、答申を確定させていただきます。ありがとうございました。

只今から教育委員会への答申とさせていただきますが、教育長、お呼びさせていただきますので、今しばらくお待ちいただけたらと思います。よろしく願いいたします。

(休憩)

事務局 それでは、選定委員長より教育委員会へ答申をお願いいたします。

委員長 令和6年度使用教科用図書の選定について（答申）。令和5年5月10日付けで諮問のありました標記のことについて、慎重に審議の結果、下記のとおり答申いたします。なお、選定にあたっては、以下の2点に留意しましたので申し添えます。1 公正な選定に努めること。2 人権尊重の趣意を基本的にふまえること。

1 令和6年度使用教科用図書（小学校用）の採択にあたり、各種目の専門的な調査研究を行った上、以下の教科用図書（小学校用）については、別表1の全発行者の中から採択するのが望ましいと考えます。国語、書写、社会、地図、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、保健、特別の教科 道徳、外国語（英語）

2 1について、令和6年度に使用する学校教育法附則第9条に規定される教科用図書について、別表2のとおり「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第3条の対象として採択することが望ましいと考えます。添付書類「小学校調査報告書」。

学校教育法附則第9条に規定される教科用図書の採択について。学校教育法附則第9条に規定される教科用図書とは、支援学校または小中学校の支援学級で特別の教育課程を実施し、所定の学年の「検定教科書」を使用することが適切でない場合、学校教育法附則第9条にもとづき採択することができる教科用図書のことです。吹田市におきましては、従来より、障がいのある児童生徒の社会参加や自立を実現させる観点に立ち、可能な限りすべての児童生徒が、共に学び、共に育つよう配慮しており、支援学級に在籍する児童生徒と通常学級に在籍する児童生徒とのさまざまな交流を大切にしてきました。したがって、支援学級に在籍する児童生徒につきましても、義務教育諸学校の教科用図書の無償措

置に関する法律第3条の対象として、通常学級の児童生徒と同じ「検定教科書」を採択し、学校教育法附則第9条に規定される教科用図書については、採択しないことが望ましいと考えます。しかしながら、これまで、弱視児童生徒のために、検定教科書の文字や図形を拡大等して複製し、一般図書として発行する場合、弱視児童生徒に無償給付する措置がとられてきました。したがって、対象児童生徒の教育条件の改善に資するため、「拡大教科書」を学校教育法附則第9条にもとづき採択することが望ましいと考えます。なお、各種目の「拡大教科書」につきましては、令和6年度使用教科用図書として採択された発行者の教科用図書を拡大したものとします。

教 育 長 ありがとうございます。5月10日に教育委員会より、令和6年度使用教科用図書の採択に関する諮問を行い、本日、確かに選定委員会委員長より答申をいただきました。

今後、この答申を尊重するとともに、7月の定例教育委員会会議にて報告し、選定委員会にて協議されました内容が、採択に十分に反映されるよう、教育委員会事務局として努めることをお約束したいと思います。お世話になりました。ありがとうございます。

事 務 局 4回にわたる委員会での協議等ありがとうございました。それでは、私の方から連絡事項を2点申し上げます。まず、お手元の調査報告書及び具申書（案）等の資料は、机の上に置いてお帰り下さい。次に、再三お願いしておりますが、本日の答申は今後、教育委員会で報告され、協議を経て7月下旬に最終的な採択が行われます。この採択の公表は、8月中旬以降となっております。答申の内容につきましても、開示請求がありましたら、開示の対象となっております。教育委員会といたしましても、それまでは一切内容を公開いたしません。選定委員の皆様もそのような趣旨をお含みおきいただき、守秘義務について十分注意いただきますようお願いいたします。以上でございます。

それでは、最後になりましたが、事務局より閉会のご挨拶がございます。

事 務 局 5月10日、6月20日、6月26日そして本日で、4度に渡る選定委員会におきまして、校長会、教頭会、学校教育研究会、そして吹田市PTA協議会より、それぞれ代表の皆様にご出席を賜り、令和6年度使用教科用図書の採択に関する答申をご協議いただきました。委員の皆様におかれましては、公私何かとお忙しい中、ご参加いただき、ありがとうございました。教科書は、各教科学習の「主たる教材」として、学校での児童・生徒そして教師の、最もよりどころになるものでございます。そういう意味でも、今後の教育委員会会議での慎重な審議と、最終の採択に向け、教育委員会事務局として、本日いただきました答申、あるいは答申の趣旨が十分にかなうべく、最大限努力して参りたいと考えております。最後になりましたが、今後とも、委員の皆様、お身体ご自愛されますとともに、本市学校教育へのご支援、ご協力を重ねてお願い申し上げまして、本年度の選定委員会の閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

事 務 局 それでは、以上をもちまして、令和6年度使用教科用図書選定委員会を終了させていただきます。